

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 11日

(宛先) 金沢市長

提出者 〒920-8217石川県金沢市近岡町309番地

住 所 株式会社 アルプ

氏 名 代表取締役 古賀 美純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-237-4230

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 アルプ
事業場の所在地	石川県金沢市近岡町309番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	84. 保健衛生
② 事業の規模	令和5年度売上高 110億円
③ 従業員数	616名(令和6年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→医療廃棄物容器(梱包)→指定保管場所(保管) →委託処分業者(処分)

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

検査部 部長(廃棄物処理総括責任者) → 検査部 次長(産業廃棄物管理担当) → 各部署 管理責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	51.7 t	1.16 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物削減の注意喚起及び非感染性廃棄物との分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	60 t	1.5 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き分別の徹底と教育・注意喚起		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物とその他の廃棄物との廃棄場所区分を明確化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	(これまでに実施した取組)				
—					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	(今後実施する予定の取組)				
—					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
(これまでに実施した取組)					
—					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
(今後実施する予定の取組)					
—					

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	(これまでに実施した取組)				
—					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t	—	t
	(今後実施する予定の取組)				
—					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油	
	全処理委託量	51.7	t	1.16	t
	優良認定処理業者への処理委託量	25.9	t	1.16	t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	—	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	—	t
(これまでに実施した取組)					
状況に応じて、感染性廃棄物容器の定数見直しや、回収日の変更等の対応を行った。					

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油
	全処理委託量	60	t	1.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	30	t	1.5 t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託量の増量を計る			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52.86 t		
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市赤土町ニ13番地6

氏 名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部石川県済生会
支部長 村田 拓也

電話番号 076-266-1060

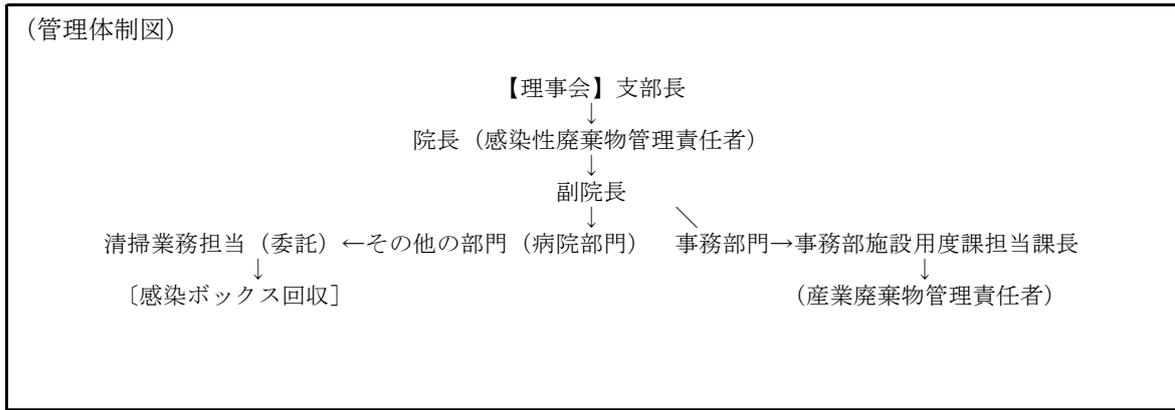
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石川県済生会金沢病院
事業場の所在地	金沢市赤土町ニ13番地6
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	8311:病院
② 事業の規模	260床
③ 従業員数	469人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物(感染性廃棄物) →運搬受託業者 →処分受託業者 →処分事業場

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	141.973 t	0.19 t
	(これまでに実施した取組) 新型コロナウイルス発生以降、感染性廃棄物の排出量は高止まりしてきたが、5類相当に変更されたことによりマスク、ガウン等の防護具使用量が削減できたことにより約23%の減少となった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	140 t	0.19 t
	(今後実施する予定の取組) 感染症の流行如何に左右される面はあるが、引き続き防護具等の使用状況を把握検討し、排出の抑制に努めたい。 加えて、一般廃棄物と感染性廃棄物の分別の精度を上げ、排出量の抑制に進めたい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：職員必須研修を感染性廃棄物の取り扱いをテーマに実施し、全職員が感染性廃棄物の正しい廃棄に努めるよう指導した。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：職員の感染性廃棄物に対する教育を引き続き行うとともに、回収者にいたるまで感染することがないように努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全処理委託量	141.973 t	0.19 t
	優良認定処理業者への処理委託量	141.973 t	0.19 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 回収業者と連携し、電子 manifests の運用確立に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大への対応として、感染性廃棄物急増時の感染ボックスの増量をスムーズに行うべく、廃棄物回収業者や清掃担当者との情報共有に努めた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全 処 理 委 託 量	140 t	0.19 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	140 t	0.19 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これからも廃棄物回収業者との連携・情報共有を推進し、廃棄の記録の管理を徹底する。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	141 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和5年度をもって、マニフェストの完全電子化を完了した。今年度は安定運用の確立に努めたい。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 31日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市鞍月東2丁目1番地

氏 名 石川県立中央病院長 岡田 俊英

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-238-7858

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石川県立中央病院
事業場の所在地	金沢市鞍月東2丁目1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	病院(分類831)
② 事業の規模	630床
③ 従業員数	約1100人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 焼却 → 管理型埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長

↓
管理局長

↓
診療部長 (特別管理産業廃棄物管理責任者)

↓
用度課長

↓
用度課担当係

委託業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	205.64 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に通知している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に周知徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	205.64 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	205.64 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	205.64 t	t
（これまでに実施した取組） 委託業者において優良認定を取得			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	200 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	200 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委 託 量	200 t	t
(今後実施する予定の取組) —			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	205.64	t
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市三馬2丁目251

氏 名 金沢赤十字病院 院長 寺崎 修一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-242-8131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	金沢赤十字病院
事業場の所在地	金沢市三馬2丁目251
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	831病院
② 事業の規模	許可病床数 262床
③ 従業員数	477人(令和6年6月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出している感染性廃棄物は自己処理を行わず、収集運搬処理業務を全て委託している。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
院長－院内感染対策委員会－経理課長－経理課担当者－委託業者	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	111.223 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染際廃棄物の分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	111.223 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底および容器には極力整理して収納するよう通知、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施したかを確認する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物専用コンテナにて施錠管理し排出部署において適正に分別管理をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署にて感染性廃棄物の分別について再度周知徹底

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	111.223 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	111.223 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>感染性廃棄物の分別のさらなる徹底、毎月発生量を確認し、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施した結果かを確認する。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	111.223	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>感染性廃棄物の分別のさらなる徹底。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 3日

金沢市長 殿

提出者

住 所 金沢市宝町13番1号

氏 名 国立大学法人金沢大学附属病院

病院長 吉崎 智一

電話番号 076-265-2000

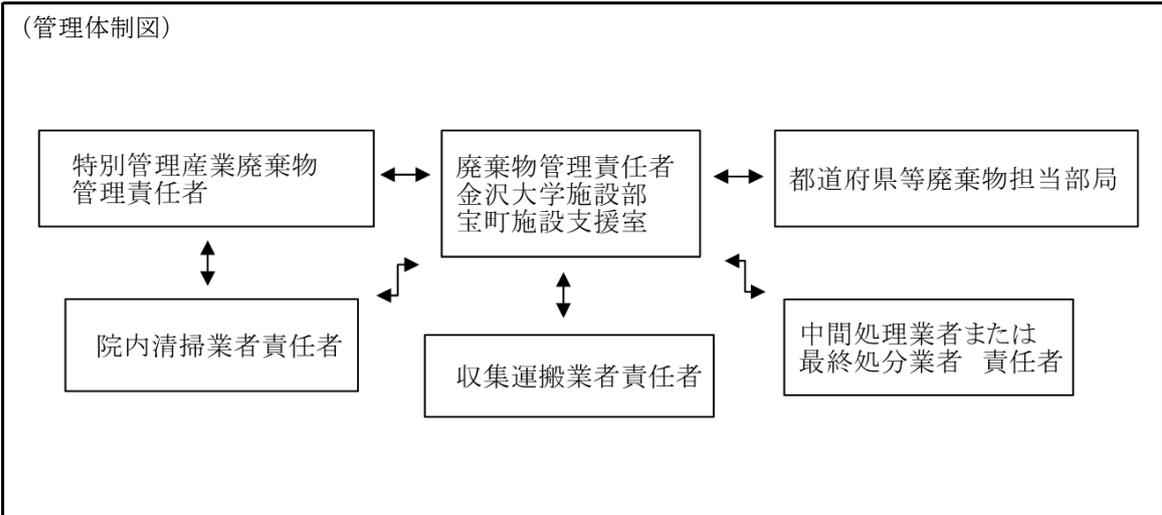
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人 金沢大学附属病院
事業場の所在地	金沢市宝町13番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	一般病院
② 事業の規模	830床
③ 従業員数	1869人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(発生) (専用容器に梱包) (保管) (処分)</p> <p>感染性廃棄物 → ・鋭利なもの ・固形状のもの ・液状または泥状のもの → 指定集積所 → 指定保管場所 → 委託処分業者</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	449.65 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物分別表の策定並びに職員への周知の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	460 t	t
	(今後実施する予定の取組) 更なる分別の徹底		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	449.65 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	449.65 t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
（これまでに実施した取組）			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	460 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	460 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委 託 量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	449.65	t
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストシステム使用の継続			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 25日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市岩出町ニ73番地1

氏 名 独立行政法人国立病院機構医王病院
院長 石田 千穂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-258-1180

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構医王病院
事業場の所在地	金沢市岩出町ニ73番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83:病院
② 事業の規模	病床数:310床
③ 従業員数	330人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→優良認定処理業者へ処分委託→焼却処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長(特別管理産業廃棄物処理総括責任者) → 企画課長 (特別管理産業廃棄物管理担当)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	52 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	52 t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	52 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	52 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	52	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	52	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量		t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和元年度内に既に電子情報化に切り替えている</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 28日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市沖町ハ一 1 5

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
病院長 村本 弘昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-252-2200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
事業場の所在地	金沢市沖町ハ一 1 5
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般病院【8311】
② 事業の規模	病床数 248床
③ 従業員数	529名(内訳:常勤450名、非常勤79名) ※令和6年4月1日現在
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>感染性廃棄物: 発生現場でメディカルボックスへ廃棄。 →当院敷地内感染性廃棄物保管場所にて保管 →運搬業者に委託し毎週月・金曜日に運搬 →処分業者へ渡し焼却処分</p> <p>引火性廃油: 随時、運搬・処分業者へ委託し油水分離</p> <p>廃アルカリ: 随時、運搬・処分業者へ渡し中和</p> <p>強酸廃液: 随時、運搬・処分業者へ渡し中和</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60.56 t	t
	(これまでに実施した取組) 各部署に廃棄物分別一覧表を配置。 毎月行う院内感染対策委員会において議事決定された内容は迅速に各職員へ通知して個々の意識を高めるようにしている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60.50 t	t
	(今後実施する予定の取組) 基本となる分別についての周知徹底を促し意識を高める。 新人研修時に、分別についての説明を実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、地下の施錠可能な感染性廃棄物保管庫で管理。 引火性廃油・強酸廃液・廃アルカリは1F施錠可能な部屋にて管理。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

特別管理産業廃棄物の管理および処理に関する組織図

	部 署 属	氏 名	備 考
管理責任者	副 院 長	渡 辺 和 良	
事 務 部	総務企画課総務係長	吉 田 陽 一	
委 員	西 3 病 棟 師 長	須 磨 悠 子	
	西 4 病 棟 師 長	此 谷 内 和 美	
	東 4 病 棟 師 長	谷 之 美 根 里	
	西 5 病 棟 師 長	光 林 直 美	
	東 5 病 棟 師 長	佐 々 木 勝 美	
	手 術 部 師 長	鍛 治 佳 美	
	血 液 浄 化 部 師 長	能 登 智 重	
	外 来 看 護 師 長	伊 藤 典 子	
	健 管 セ ン タ ー 師 長	佐 藤 陽 子	
	薬 剤 科	西 上 潤	
	放 射 線 科 技 師 長	澤 本 孝 広	
	検 査 部 技 師 長	北 岡 宜 修	
	臨 床 工 学 副 技 師 長	安 井 敦 史	
	リハビリテーション技士長	山 崎 隆 幸	
	主任栄養管理士	中 川 恵	
	総 務 企 画 課 長	平 田 知 也	
	経 理 課 長	大 西 宏 行	
	医 事 課 長	田 村 祐 二	
	健 管 セ ン タ ー 管 理 課 長	鈴 木 淳	
	老 健 副 施 設 長	小 西 治 久	
	老 健 介 護 看 護 部 長	廣 瀬 真 理 子	

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市角間町

氏 名 国立大学法人金沢大学
学長 和田隆志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-264-6180

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	金沢大学 角間キャンパス
事業場の所在地	石川県金沢市角間町
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	81 学校教育
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生) 特別管理産業廃棄物 → (梱包) 袋ダンボール箱 ビン 金属缶 プラスチック容器 → (保管) 指定保管場所 → (処分) 委託処分業者

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 学長
 ↓
 理事 (施設担当)
 ↓
 施設部長 (特別管理産業廃棄物処理統括責任者)
 ↓
 施設企画課長 (特別管理産業廃棄物処理管理担当)
 ↓
 各部署の責任者 (特別管理産業廃棄物管理責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	排 出 量	125 t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本学は教育・研究機関であり、その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは、本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり、業務遂行上困難である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全処理委託量	125 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	125 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全 処 理 委 託 量	125 t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	125 t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	- t	- t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>本学は教育・研究機関であり、その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは、本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり、業務遂行上困難である。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	125	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト加入済み ジャパンウエイスト株式会社のEDI連携サービスを利用</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 13 日

(宛先) 金沢市長

提出者 公益社団法人 石川勤労者医療協会

住 所 金沢市京町20番3号

氏 名 理事長 島 隆雄

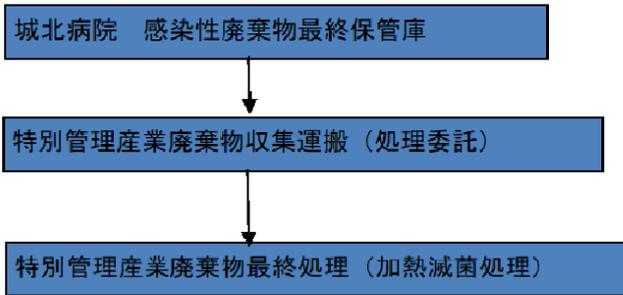
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-251-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

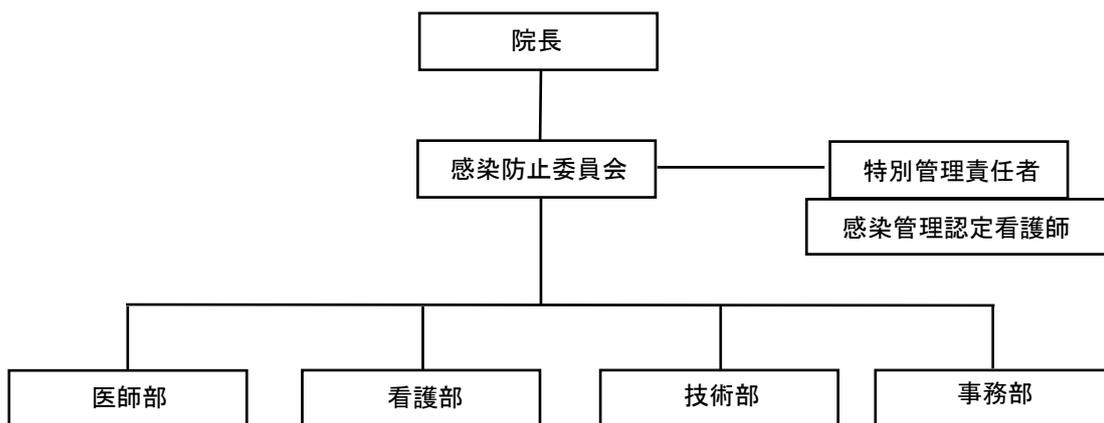
事業場の名称	公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院
事業場の所在地	金沢市京町20番3号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83:医療業
② 事業の規模	許可病床数: 300床
③ 従業員数	550人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	198.4 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底・強化（貼り紙等の新設） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	180 t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度より排出量は削減したが、依然として徹底した感染症対策が必要な状況でありコロナ禍以前と比べると排出量は多くなっている。 計画的な感染性産業廃棄物の減量は困難ではあるが、更なる分別の徹底に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な感染性産業廃棄物は足踏み式専用ケースを使用。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類ごとに分別する（非感染性産業廃棄物） 院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。 ●点滴パック（ルートは別） ●医療材料用段ボール ●紙類など

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	198.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	198.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
●職員への学習会を実施した。 ●院内の廃棄物処理マニュアルの見直しをすすめた。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	180 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	180 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。 ●感染性産業廃棄物と非感染性産業廃棄物の分別を強化する。 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	198.4	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>出来る限り電子マニフェストにて管理を行う予定である。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
R 6年 5月 27日	
(宛先) 金沢市長様	
提出者	
住 所 石川県金沢市金石西1-4-45	
氏 名 石川メッキ工業株式会社 取締役社長 鴻野洋行 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-268-1682	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	石川メッキ工業株式会社
事業場の所在地	石川県金沢市金石西1-4-45
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気めっき業 (2564)
② 事業の規模	70,000万円
③ 従業員数	48名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルカリ脱脂液で製品洗浄 ↓ 老液廃棄 ↓ 自社処分出来ないので処分委託 ↓ (株)アイザック・トランスポート ↓ (株)アイザックにて中和処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
取締役社長→製造部：電子マニフェスト管理→管理部：収集業者立ち合い	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ R 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排出量	76 t	t
	(これまでに実施した取組) ・半量だけ液更新 ・液更新を期間管理でなく、処理量管理へ移行 ・交換周期を延ばす検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排出量	76 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・処理液ろ過による長寿命化 ・交換周期を延長		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 性状別に分類しています
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分類を続けます

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全処理委託量	76 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	76 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全 処 理 委 託 量	76 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	76 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・処理液ろ過による長寿命化 交換周期を延長		・交
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (R 5 年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	76	t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 30日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市小坂町中83番地

氏 名 医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
理事長 小市 勝之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-252-2101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
事業場の所在地	金沢市小坂町中83番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業(病院)
② 事業の規模	許可ベッド数 499床
③ 従業員数	令和6年4月1日現在 800名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	全て処分業者へ委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
<p>病院長 ↓ 事務長 ↓ 施設管理課長 ↓ 感染性廃棄物管理責任者 検査部長</p>	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和 5年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	123.05 t	0.67 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	125 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き徹底した分別を行っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	125 t	1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	125 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を継続していく。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	123.6 t	
(今後実施する予定の取組等) 収集日までに正確な登録をする。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 5日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 石川県金沢市下石引町1番1号

氏 名 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター 院長 阪上 学

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-262-4161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター
事業場の所在地	金沢市下石引町1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	病床数 554床
③ 従業員数	932人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生) (梱包) (保管) (収集運搬) (処分)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長 (感染性産業廃棄物管理責任者)



事務部



契約係 (実務担当者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	0.67 t	162.09 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	0.67 t	162.09 t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できるかぎり分別を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に配布することを検討している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に周知・徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) これまで実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	0.67 t	162.09 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.67 t	162.09 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	0.67 t	162.09 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.67 t	162.09 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できる限り分別を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	162.76 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>今後もできる限り電子マニフェストにて管理を行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市千木町へ33番地1

氏 名 医療法人社団浅ノ川 千木病院
理事長 小市 勝之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (076) 257-8600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

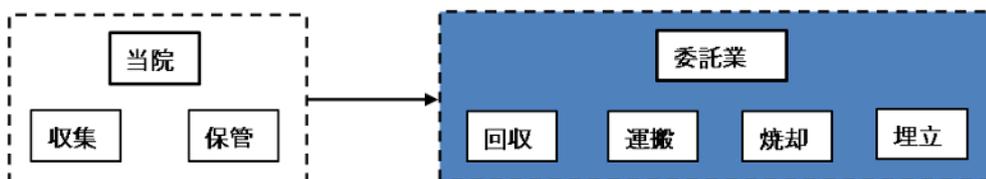
事業場の名称	医療法人社団浅ノ川 千木病院
事業場の所在地	金沢市千木町へ33番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	病院
② 事業の規模	500床
③ 従業員数	348名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「廃棄物処理法」並びに「医療廃棄物処理プラン」に基づき、感染性廃棄物を専用容器に密閉して、専用保管庫に保管。委託処理業者が回収運搬して、最終処理場で焼却、埋立を行う。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	126.8 t	t
	(これまでに実施した取組) コロナ感染患者の発生に伴い、一時的に増えたもの。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	90 t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療関係従事者と検討し、以下の対応を実施する。 ・できる限り可能な範囲で分別する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			—
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			—
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	126.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	126.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
処理業者に全処理量の最終処分を依頼している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	90 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	90 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	— t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も処理業者に全処理量の最終処分を依頼する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	126.8	t
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 5 月 30 日

(宛先) 金沢市長

提出者

住 所 金沢市田中町は16

氏 名 心臓血管センター金沢循環器病院
病院長 池田 正寿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-253-8000

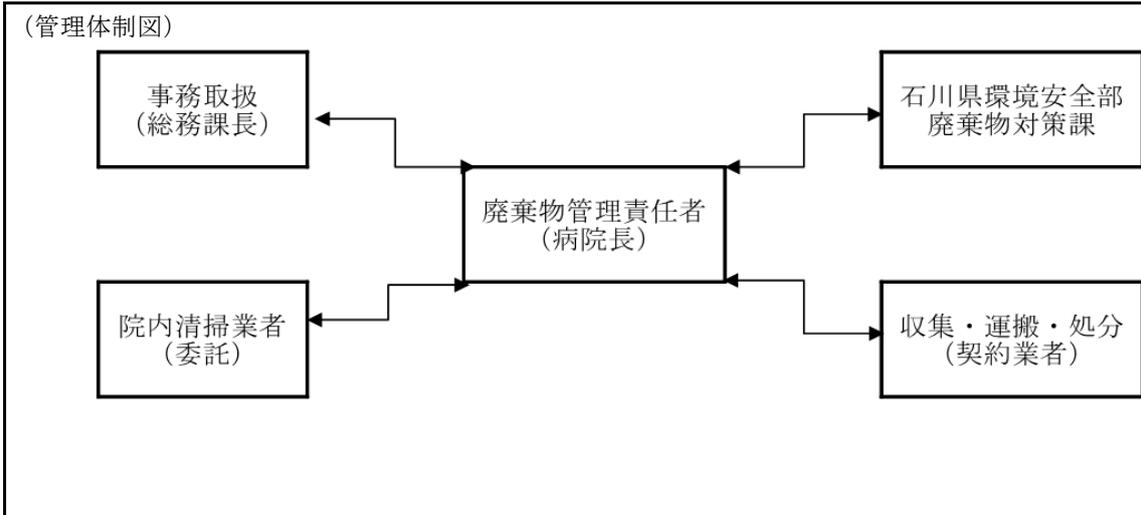
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	心臓血管センター金沢循環器病院
事業場の所在地	石川県金沢市田中町は16番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	184床
③ 従業員数	350名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	金沢循環器病院(排出事業者) → 環境開発(中間処理) → 戸室新保埋立場(最終処分) 環境開発(最終処分)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	50.82 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物、一般産廃の分別排出の周知、啓蒙、協力依頼		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	49 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・外見上明らかに感染性廃棄物ではないものが排出された場合、これまで以上に分別を徹底し産廃として排出。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・外見上明らかに感染性廃棄物ではないものが排出された場合、これまで以上に分別を徹底し産廃として排出。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の徹底。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	50.82 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	50.82 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理事業者へ回収から最終処分まで全て委託し適正処理。 ・外見上明らかに感染性廃棄物ではないものが排出された場合、分別し一般産廃として排出。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	49 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	49 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・外見上明らかに感染性廃棄物ではないものが排出された場合、これまで以上に分別を徹底し一般産廃として排出。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1.51	t
	(今後実施する予定の取組等) ・昨年度導入した電子マニフェストの理解と浸透。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。